



こんにちは！ 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2007年6月28日 No.59

〒319-1112

東海村村松2401-2

電話・ファックス284-0761

6月議会15日閉会、増税・負担増議案に反対

6月議会は15日、15案件すべての審査を終えて閉会しました。私は、専決処分の承認、3件（東海村税条例、東海村都市計画税条例、東海村国民健康保険税条例の各一部改正条例）と、一般会計補正予算（ごみ袋指定推進事業の指定ごみ袋等販売委託料を含む）、及び総務委員会報告（請願「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める請願書」を不採択）に反対しました。

一般会計補正予算に反対します

認めることができない点は、9,814万円の歳出予算補正の中で、ごみ袋指定推進事業に係る1,204万円についてです。ごみ袋指定推進事業については、事業の条例化の際、主に次の理由により反対を致しました。

1点は、事業目的の達成のために本来必要なことは、何よりも、住民がごみ問題の本質を十分理解することで、そのためにはまず、基礎知識として、ごみが増え続けることは、資源の浪費やごみの有害物質が環境を破壊するなど、地球環境と生命に深刻な影響を及ぼす問題であるということについて、培うことであること。

その上にたって、次に重要なのが一般家庭ごみをどう減らしていくかについての理解であり、自らの生活を見直し、ごみの排出のあり方を自ら思考できるようになることがそもそも目的の達成と言えるのではないか。村としてこのことへの手だてこそなすべきであります。

2点は、指定ごみ袋を使用することにより住民負担が新たに発生する問題です。増税や負担増が目白押しになっている今、村独自の施策で住民の負担増は行うべきではありません。

3点は、この住民の新たな負担により生みだされた財源で、新たなごみ関連事業に着手するという問題です。そもそもごみ行政は、住民の納めた税金の中から、必要な予算を組んで行われるべきものです。税の活用を住民本位でどう配分するか、その判断の重要性は、国の悪政のもとで住民生活を守るために地方自治体が果たさねばならない最大の課題です。しかし、その判断を、住民生活から排出されるごみ処理に関する費用だから、税金以外の住民負担があっても良いとする考えは、負担増を強い続ける国の悪政と同様です。

加えて、条例化議案の提出前に住民の多様な意見を聞く機会をつくらなかった行政手法も大変問題でした。

現在でも、これらの理由によりごみ袋指定推進事業には反対であり、住民の負担増で行政の課題解決を図ろうとする事業の具体化は認められません。むしろ今からでもとりやめるべきことと考えます。

よって、本議案に反対の立場を表明し、その討論といたします。

東海村総合支援センター“なごみ”07.7月23日開設

《改修された旧東海病院施設》

高齢者の介護予防支援等、障がい者の就労支援等、幼児・児童・生徒の発達支援等を行う施設です。

憲法と公務員及び地方行政について

答弁 村長



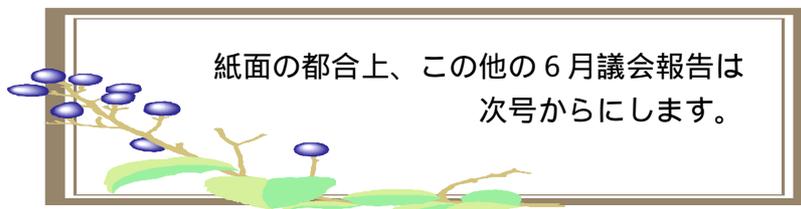
大名 日頃の行政で、憲法はどのように意識されているか。
行政として、村民生活に憲法を生かすアピールとして横断幕等掲
示してはどうか。
改憲、特に9条改定の動きが強められているが、どう認識するか。

村長 「憲法15条の公務員は全体の奉仕者、また99条の公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負う」を受けての「東海村職員のサービスの宣誓に関する条例」により、“職員は全体の奉仕者であり、憲法を尊重、擁護義務を負う、”ということを宣誓していただいている。承知していることとは思うが、改めて憲法の理念を行政のすみずみにまで生かしていくよう喚起したい。

横断幕の掲示等は、公権力の行使につながると考え行わない。

9条は、前文からはじまる現憲法全体の思想から導き出されたものと理解する。特に重要視するのは、主権在民をはじめ、基本的人権の享有……と、いくつかあるがこれらは、戦前の封建的な天皇制下での軍国主義体制がもたらした抑圧、戦争の惨禍、敗戦という体験をとおして国民が獲得した権利。9条はこれらと密接不可分の関係から生まれてきたもの。9条の放擲（ほうてき）は、憲法の理念、精神の骨抜きと考える。

個人的思いからは、孫が徴兵され他国で、他国の人をあやめ、他国で死ぬようなことはさせたくないという気持ちがある。付言すれば、60年もの間、9条のもとに平和で、国益に反することはなかった。ならば100年でも1000年でも可能と考える。従って、理念的にも個人的感情からも9条は変えてはならないものと思っている。



(株)大豊プラントの産廃焼却施設設置許可申請

27日(水)午後2時ごろ県が「許可証」を発行

「米・ぶどう・干しいもの産地、そして住宅地の隣に産廃焼却施設はいらない」

県はこれまで、住民がこの思いで建設に反対してきたことを重視し、「許可」とも「不許可」とも行政処分をしませんでした。しかし、業者が「そのことは違法である」との裁判をおこしたため、県は、7月25日の判決（下される予定）の前に「許可」を出したとのことです。

それにしても業者は、こんなに近隣住民に反対されたまま、どうあっても操業するというのでしょうか。そういう業者の思想が大変問題だと思います。地域の中で操業する一企業として、もっと住民の気持ちを大切にしてほしいと思います。工専地区が住民の意思に関係なく合法的ということであっても、住民にとって今の立地状況は、全く認められるものではありません。業者の利益優先でなく、人々の生命や暮らし、環境を大切に、最優先に考えてほしいものです。